

## 令和 6 年監査公表第 2 号（住民監査請求）

地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づき、住民監査請求の提出があり、同条第 4 項の規定により、監査を実施したので、その結果について、同条第 5 項の規定に基づき、公表する。

令和 6 年 2 月 14 日

半田市監査委員 岩 田 玲 子

### 住民監査請求に係る監査の結果について（通知）

令和 5 年 12 月 11 日付け、提出のありました地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求について、監査した結果は次のとおりであり、同条第 5 項の規定に基づき、通知する。

#### 第 1 監査の請求

##### 1 請求人

半田市 ■ ■ 町 ■ 丁目 ■ ■ 番地の ■  
■ ■ ■ ■

##### 2 請求書の提出

令和 5 年 12 月 11 日

##### 3 請求の要旨

請求人から提出された住民監査請求書に記載された事項に基づく、請求の要旨は、以下のとおりである。

#### ●令和 5 年 12 月 11 日付け、住民監査請求書（7 枚）

地方自治法 242 条 1 項に則って、本件監査請求を提出いたしますので、必要な措置を求めます。  
なお、本件についての陳述をいたしたく、その機会を与えていただきますよう依頼します。

#### 第 1. 請求の趣旨

半田市監査委員 西川承の次頁「第 2. 請求の理由」の 1 項～ 2 項に証拠を示して記述している半田市監査委員としての職務上の不正は、半田市監査委員の役割りを果たしていません。従って、半田市監査委員 西川承に半田市が支給した監査委員報酬の内、100 万円を半田市長は、半田市に返納して弁償するよう求めます。

なお、弁償金額 100 万円とは、西川委員に半田市が支給した過去 1 年間分の報酬の内の本件不正職務相当額としています。

## 第 2. 請求の理由

半田市監査委員 西川承は、同委員に選任された以降これまで市民が提出した住民監査請求書をことごとく不正な手口で却下あるいは棄却することで半田市長以下の市職員による不正・不当な公金支出を正当化することで、半田市に損害を与えています。そればかりでなく、同委員は、監査委員として不適格と思われる状況・場面まで起きています。その事実は、以下の通りです。

### 1. 請求人によるこれまでの措置の状況

#### (1) 何回も住民監査請求書を提出している。

請求人が提出した住民監査請求書を西川承は、不当・不正な手口を用いて、ことごとく棄却あるいは却下しました（書証 1. より）。このような西川承を請求人は、昨年度複数回にわたって住民監査請求書を提出し、半田市長が西川承に支給した監査委員報酬を半田市に返納して弁償するよう求めてきました。ところが半田市議会議員代表の監査委員がこの住民監査請求書をことごとく棄却して、西川承の不正監査を正当化してしまいました。半田市長以下の半田市役所が半田市議会と癒着しているのです。上記の不正監査の状況は半田市ホームページで確認することができます。

#### (2) 市監査委員 西川承の解任・罷免を申立てた。

上記の（1）の状況であったにもかかわらず西川承は、不正・不当な監査姿勢を改める様子がありませんでした。そこで請求人は、次頁の措置を行いました。

ア. 令和 4 年 6 月 20 日付け、請求人作成、半田市長と半田市議会あて「半田市監査委員と同事務局職員の解任及びその後任者選任手続実施について（申立て）」と題する文書を提出。（書証 2. として提出します。）

イ. 令和 4 年 6 月 30 日付け、請求人作成、半田市長と半田市議会あて「半田市監査委員と同事務局職員の罷免及びその後任者の選任手続の実施について（申立て）」と題する文書を提出。（書証 3. として提出します。）

請求人からの上記のア. とイ. の申立てに対して、半田市長と半田市議会は、西川承を解任・罷免をせず、事務局職員 2 名（事務局長と住民監査請求業務主担当者）を他の市職員に交替のみの対応でした。

### 2. 請求人による新たな措置を実施した。

請求人は、令和 5 年 11 月 20 日付けの住民監査請求書を市の監査委員あてに同日提出しました。この請求の趣旨は、令和 3 年 5 月 30 日告示、同 6 月 6 日執行の半田市長選挙の立候補者（主に、久世孝宏と堀崎純一）が事前運動（公職選挙法 129 条違反です。）を大々的かつ公然と行っていることを認識していた半田市長以下の半田市役所職員（特別職の市監査委員 西川承を含む）に支給した給与（一時金を含む）1 年間分の内の部分額約 2 億 1 千万円を半田市長（久世）が半田市に返納して弁償するよう求めたものです。この住民監査請求書に関する不正の対象者には、上記で述べているように、現在の半田市監査委員の西川承が含まれています。にもかかわらず、半田市監査委員は、次頁の違法な対応を実施しました。

令和 5 年 11 月 28 日付けの次の二文書を半田市監査委員の西川承と岩田玲子の連名で作成して、請求人に交付しました。

※西川委員は、この監査業務に関与できないのに、関与していますので違法です。

i. 「住民監査請求について（通知）」と題する文書（書証 4.）

この文書は、当該住民監査請求書を受理する旨の通知です。

ii. 「住民監査請求に関する証拠の提出及び陳述の機会について（通知）」と題する文書（書証 5）

この文書は、令和 5 年 12 月 4 日午前 9 時から、請求人に対し、陳述と証拠の追加提出を認めた通知です。

\*「住民監査請求書（7 枚）」の内、「第 2. 請求の理由 2. （1）～（3）」については、掲載を省略している。

### 第 3. 証拠方法（書証 1. ～ 6.）

- ・書証 1. 令和 4 年 8 月現在、請求人（体験）作成  
「現在の代表監査委員の不正監査の状況」  
（半田市の住民監査請求制度の不正運用の事実）
- ・書証 2. 令和 4 年 6 月 20 日付け、請求人作成、半田市長と市議会あて  
「半田市監査委員と同事務局職員の解任及び  
その後任者選出手続実施について（申立て）」
- ・書証 3. 令和 4 年 6 月 30 日付け、請求人作成、半田市長と市議会あて  
「半田市監査委員と同事務局職員の罷免及び  
その後任者の選任手続の実施について（申立て）19 枚」
- ・書証 4. 令和 5 年 11 月 28 日付け、半田市監査委員 西川他作成、請求人あて  
「住民監査請求について（通知）」5 半監第 230 号－4
- ・書証 5. 令和 5 年 11 月 28 日付け、半田市監査委員 西川他作成、請求人あて  
「住民監査請求に関する証拠の提出及び陳述の機会について（通知）」  
5 半監第 230 号－5
- ・書証 6. 令和 5 年 12 月 1 日付け、請求人作成、岩田委員と同事務局あて  
「住民監査請求書兼西川承 監査委員の忌避申立書」

以上

## 第 2 監査の要件審査

令和 5 年 12 月 11 日に提出された「住民監査請求書（7 枚）」は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 1 項及び第 2 項に規定する要件について、所定の要件を具備しているものと認め、同月 13 日付けで受理を決定し、同日、請求人へ通知した。

## 第 3 監査の実施

### 1 請求人による証拠の提出及び陳述の機会

法第 242 条第 7 項の規定に基づき、請求人に対して、令和 5 年 12 月 22 日に証拠の提出

及び陳述の機会を与える旨を同年 12 月 19 日付けで通知した。

なお、令和 5 年 12 月 22 日に予定していた証拠の提出及び陳述の機会には、請求人から、後日、事前の申出により、証拠の提出及び陳述の機会を放棄した。

## 2 監査の対象事項

請求人から提出された「住民監査請求書（7 枚）」の内、「第 1 請求の趣旨」には、「半田市監査委員 西川承に半田市が支給した監査委員報酬の内、100 万円を半田市長は、半田市に返納して弁償するよう求めます。なお、弁償金額 100 万円とは、西川委員に半田市が支給した過去 1 年間分の報酬の内の本件不正職務相当額としています。」と記載されている。

したがって、西川承 識見監査委員に支払われた過去 1 年間（令和 4 年 12 月 12 日から令和 5 年 12 月 11 日まで）の監査委員の委員報酬について、法第 242 条第 1 項に規定する「違法又は不当な公金の支出」に該当するか否かを対象とした。

なお、本住民監査請求については、法第 199 条の 2 の規定に基づき、西川承 識見監査委員を除外としたことを申し添える。

## 第 4 監査委員が認定した事実

監査対象事項に関して、次のとおり、事実関係を認めた。

法第 200 条第 2 項、半田市監査委員に関する条例（平成 3 年 6 月 27 日条例第 35 号）及び半田市監査委員事務局規程（昭和 63 年 3 月 30 日監査委員規程第 1 号）に基づき、半田市監査委員の事務局（半田市監査委員事務局）から、次のとおり、事実を聴取した。

- 1 監査委員の設置、選任及び任期等は、法第 195 条第 1 項の規定に基づき、普通地方公共団体に監査委員の設置が義務付けられ、法 195 条第 2 項の規定に基づき、都道府県及び政令で定める市以外のその他の市及び町村にあっては 2 人とするとなっている。また、法第 196 条第 1 項の規定に基づき、選任にすることが定められ、法第 197 条の規定に基づき、選任された委員のうち、識見を有する者のうちから選任される者にあっては 4 年とされている。
- 2 監査委員の罷免は、法第 197 条の 2 の規定により、監査委員が心身の故障があるため職務の執行に堪えないと認めるとき、又は監査委員に職務上の義務違反その他監査委員たるに適しない非行があると認めるときは、議会の同意を得て、罷免することができるとされている。また、監査委員は、その意に反して罷免されることがないとされている。
- 3 監査委員の職務は、法、地方公営企業法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律、半田市監査委員事務処理規定（平成 24 年 3 月 27 日監査委員告示第 1 号）及び半田市監査基準（令和 2 年 4 月 1 日施行）等に基づき、監査、検査、審査の実施に関する範囲が定められており、法 198 条の 3 の規定により、公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を執行することとされている。
- 4 法令等の解釈は、自治六法、地方監査実務提要、実務ガイドライン（全国都市監査委員会策定）等の関係書籍や顧問弁護士への相談により、法令を遵守している。
- 5 監査委員の報酬は、「半田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 52 年 3 月 31 日条例第 5 号）」第 1 条の別表に基づき支払われている。

## 第 5 判断

違法又は不当な公金の支出との主張について

- 1 法第 242 条〔住民監査請求〕第 1 項では、「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」と規定している。

この点、前述「第 4 監査委員が認定した事実」の 1 に記載のとおり、監査の対象となっている識見を有する監査委員は、法第 196 条第 1 項に基づき、令和 4 年 12 月半田市議会定例会にて、市長が議会の同意を得て、選任されており、かかる事務手続は、適正に行われている。なお、前述「第 4 監査委員が認定した事実」の 2 に記載のとおり、監査の対象となっている識見を有する監査委員は、法第 197 条の 2 の規定に基づき、現在、監査委員が心身の故障があるため職務の執行に堪えないと認める状態でないとともに、職務上の義務違反その他監査委員たるに適しない非行があると認める状態でもない。

請求の理由に記載されている識見を有する監査委員は、住民監査請求において、法第 198 条の 3 に基づく、公正不偏の態度を保持し、法第 242 条第 7 項に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を与え、執行機関からの聴取、入手した証拠に基づき意見等を形成している。そして、同条第 4 項による勧告、同条第 5 項による監査及び勧告並びに同条第 10 項による意見についての決定に関しては、同条第 11 項において、「監査委員の合議によるものとする。」と規定されているところ、これらの決定は、監査委員の合議（法第 199 条の 2 の規定に基づき、監査執行上の除斥を適用している住民監査請求も含まれる。）により、判断されており、監査委員としての職務の執行に専念している。

- 2 半田市監査委員は、先述「第 4 監査委員が認定した事実」の 3 に記載のとおり、法令遵守の観点に基づき、監査のみならず、検査及び審査を実施する職務も担っている。そして、実施した監査・検査・審査及び打合せには、欠席することなく勤務しており、識見を有する監査委員としての職責を全うしている。なお、「半田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 52 年 3 月 31 日条例第 5 号）」第 1 条の別表に基づき、2 名の監査委員の内、識見を有する者の中から選任された委員には、月額 105,200 円が支払われており、かかる支給手続は、適正に行われている。

上記の理由から、識見を有する監査委員の委員報酬の支払いに関して、「違法又は不当な公金の支出」に該当せず、半田市に損害が発生している事実は、認められない。

## 第 6 結果

本住民監査請求については、以下のとおり、決定した。

本住民監査請求は、請求人の主張する措置の必要性は認められないことから、理由がないものとして、棄却する。

以上